

裁判例から考える薬剤師の疑義照会の意義－1 疑問を持つ義務

○鈴木 順子<sup>1</sup>, 秋本 義雄<sup>2</sup>, 海老澤 哲<sup>3</sup>, 喜来 望<sup>4</sup>, 鈴木 政雄<sup>5</sup>, 宮本 法子<sup>6</sup>, 福島 紀子<sup>7</sup>(<sup>1</sup>北里大薬,<sup>2</sup>東邦大薬,<sup>3</sup>医学アカデミー,<sup>4</sup>北里大薬,<sup>5</sup>いわき明星大薬,<sup>6</sup>東京薬大薬,<sup>7</sup>慶應大薬)

【はじめに】医療は、結果において必ず分散するという本質と、一方で医療を受ける各個人に対して可及的に確実な結果を与えなければならないという使命を有する。この相反する命題を解決するために、多職種の多角的な視座と検討・判断の積み重ねが要求されるのであるが、このときに新たに発生する危険がある。ある裁判例から、この危険について検討してみたい。【検討事例】H12・9・12 千葉地裁 確定 生後4週間の新生児に、常用量を大幅に上回る薬の処方を行い、呼吸困難、チアノーゼを発症せしめたとして医師と薬剤師の過失が認定された事例（判例時報 1746 号 115 ページ）【主要な判旨】① 医師・薬剤師両者ともに：能書の記載から認識すべき含有量の過剰や相互作用増強防止のための薬剤量減量の必要性に対する認識の甘さ、生後四週間の新生児であることに対する配慮の欠如があった。② 医師には個別的な症状を考慮せずに、患児のミルク摂取量という偶然性にかからせた薬剤処方をしたことに過失があり、③ 薬剤師には薬剤の専門家としてこの処方に何の疑問も感じずにこれに従い調剤をしたことに過失がある。【考察】判旨は結論する。『医師の処方と薬剤師の調剤との間には客観的な関連共同性のみならず主観的な関連共同性さえ存在するということができるから、被告らの行為が共同不法行為を構成することは明らかである』多職種による多段階的医療措置では、考慮・判断の放棄ともいえるもたれ合いが発生することがある。医療専門職には、独立的に責任ある判断の上に立つ連携が必要とされるのであり、他者の判断や行為に対する健全な疑念・気づきだけが、その連携を確かなものにするのできる。薬剤師の「疑義照会」義務の本態がここにあるといえよう。